

米国における移民政策と 移民への第二言語としての英語教育に関する研究

A Study on the Immigration Policy and
Teaching English to Speakers of Other Languages in the United States of America

新矢 麻紀子 (SHIN'YA Makiko)

日本語を母語としない人たちへの日本語教育は、海外における「外国語としての日本語教育」と、日本国内における「第二言語としての日本語教育」に大きく分けられる。後者のうち、留学生を対象とした日本語教育は、カリキュラムや教材等が既に整備されているが、いわゆる移民に相当する定住外国人への日本語教育は、未だ不十分な状態にある。2010年に文化庁が「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を取りまとめ、近年は全国各地の国際交流協会やNPO等の地域日本語教育機関が「生活者としての外国人」用の教材や教育実践の開発を進めつつある。2019年は、4月に「改正出入国管理法」、6月に「日本語教育の推進に関する法律」施行という法整備がようやく進み、それを受けて文化庁によって「日本語教育の標準」の策定に向けた検討も開始されるなど、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容や方法の開発・充実がますます急がれているところである。

本研究は、報告者が留学中（2016年度）から実施しているアメリカ合衆国における移民への言語政策と移民を対象とした第二言語としての英語教育に関する研究である。その成果を日本における日本語教育に応用することを最終研究目的とする。

2017・2018年度には、(1)トランプ政権移行後のアメリカ合衆国における移民政策の変化と移民対象英語教育への影響、(2)移民への英語教育機関におけるカリキュラムや教材、について、ニューヨーク市、ニュージャージー州、サンフランシスコ市にて調査を行った。2018年度はそれらに加え、(3)移民への英語教育人材養成の課題、(4)日系移民への母語・継承語としての日本語教育、について、サンフランシスコ市で調べた。

現在までの研究成果（経過報告段階）として、(1)不法移民取り締まりは強化されたが、英語教育への直接的な影響は未だ少ない、(2)教材や教育方法は多数開発されているが、教育機関や教師によって教育内容に差が大きく、質の保証に課題がある、(3)大学院のTESOL等の専門課程修了という資格がキャリア（職種、賃金等）に反映されないという若手教師の声が多かったことから、資格認定とその活用について調査が必要である、(4)サンフランシスコは歴史的事情もあり、母語・継承語として日本語教育を提供している機関は多いものの、日本語を母語とする教育人材が不足している、近年の学習者は母語話者や日系人が減少し、日本語に関心がある非母語話者アメリカ人が増加している、等がわかった。これらの成果を調査報告や論文としてまとめ、大阪産業大学論集等に発表していく。分野別研究終了以降も、本課題研究は継続して行う計画である。